

退職手当追加支給問題解説

2019.10.2

1. 退職手当の計算

〔 基本額 × 支給率 〕 + 調整額
 退職時の給料月額 最高 47.709 (現在) ほぼ定額
 35 年以上

本俸
 教職調整額
 給料の調整額

在職中に(給料表の改訂以外の理由で)退職時の給料月額より多い給料が支給されていた場合、多い金額を基本額とする

根拠 職員の退職手当に関する条例 第五条の二 (平成 19 年追加)

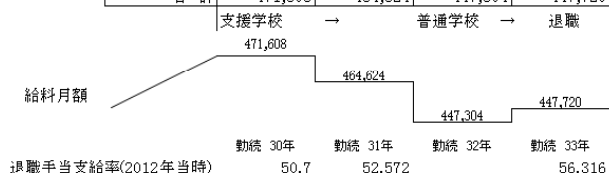
県教委の説明文書から

給料の一部である「給料の調整額」が支給されていたことにより、退職時より高い給料を支給されていた職員について一部勘案していなかったため、一部の退職者に対し、本来支給すべき額よりも少ない額の退職手当を支給していた。(今年 4 月発覚)

< 計算例 >

< 試算 >

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
号 俸	143	145	148	149
金 額	430,200	430,600	430,100	430,500
教職調整額	17,208	17,224	17,204	17,220
調整額	12,100	11,200	11,200	11,200
調整数	2	1.5	0	0
合 計	471,608	464,624	447,304	447,720



県教委の算定誤り

2009 年度の給料月額を基本額とすべきところを退職時の給料月額を基本額とした。そのため基本額に 23,888 円 (471,608 - 447,720) の差異が生じた。

県教委の誤った算定

$$447,720 \times 56.316 = 25,213,800$$

本来支給すべき算定額

$$(471,608 \times 50.7) + (464,624 \times (52.572 - 50.7)) + (447,720 \times (56.316 - 52.752)) = 26,456,565$$

差額 1,242,765円

遅延利息 1,242,765 × (5% × 7年) = 434,967

合計 1,677,732円

2. 福利課の対応

- (1) 2019.3 退職者について追加支給 (6 月)
- (2) 2015.3 ~ 2018.3 退職者について (9 月)
- (3) 2015 年以前の退職者については追加支給しない

「法的根拠のない支払いはできない」

根拠 地方自治法 236 条 金銭債権の消滅時効
 労働基準法 115 条 時効
 地方公務員法 58 条 3 項

- (4) 時効の起算点 退職の翌月末 (支払日) がスタート
- (5) 遅延損害金 (利息 年 5%) をつけない。

対象者 (県)

合計	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
594 人	62	151	149	147	85

※仙台市: H26 ~ H28 年度分で約 110 人

労基法 115 条

この法律の規定による賃金 (退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は 2 年間、この法律の規定による退職手当の請求権は 5 年間行わない場合においては、時効によって消滅する。

地方自治法 236 条 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3. 高教組の主張

(1) 追加給付の時効の起算点（スタート）は損害（退職手当の一部未支給）の事実を知った時である

支給額の算定誤りについて誰も気づかず、退職者からの指摘もなかった。今年4月に内部チェックにより計算誤りが発覚し、初めて知るところとなった。退職者はこの時点で初めて未支給分を請求できることを知り得たのであり、ここが時効の起算点である。知りもしない請求権について「すでに時効で消滅」など承服しがたい。

時効の起算点と期間について・・・労基法では触れていない

改正地方自治法 236 条(2020.4 より)

「行使することができる時から5年間行使しない」

2017.5 民法改正 (2020.4 施行)

権利行使できる時から10年 客観的起算点 (一般的請求権) 退職手当

権利を行使できることを知った時から5年 主観的起算点 (損害賠償請求権)

※時効の期間 民法では10年としているが、労基法などでは5年としている。
特別法（この場合は労基法等）が優先される。現行民法は3年。

◆**労基法、地方自治法は今回のようなケースを想定したものではない。その場合は民法に拠る。したがって主観的起算点をとることが常識的。**

← 5年 → 時効

退職手当の一般的請求権 (退職時に支払われる手当)	追加給付
------------------------------	------

労基法通り5年

損害賠償請求権・・・知った時が時効の起算点

(2) 労基法、地方自治法の機械的適用は誤り

そもそも時効制度とは

- ①長期間継続した事実状態を維持することが法律関係の安定のために必要
- ②権利の上に眠っている者は法の保護に値しない
- ③古い過去の事実について立証困難であるため一定期間の継続の立証をもって義務の不存在の主張を許す。

◆**今回の件は①～③のどれにも該当しない。機械的な適用は法の濫用になる。**

(3) すべての該当者に謝罪せよ

県教委の過失は明らかである。追加支給の対象としていない2010年度退職者～2013年度退職者についても調査し、すべての該当者に対して教育長は謝罪すべきである。

(4) 遅延損害金を支払うべきである

民法404条には「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。」と規定されている。遅延利息を支給しない理由は何か。